

# 国民健康保険 被保険者資格喪失（脱退）届の記載に当たっての留意事項等について

脱退の手続きに際しては、以下の留意事項をご確認いただき、事由が発生してから 1 4 日以内に届出をお願いいたします。

## ● 添付書類

- ① 被保険者証（又は資格確認書）
- ② 申請を外部委託される場合（社労士事務所等）は、代理人の身元確認書類の写し。

## ● 留意事項等

- ① 退職、他保険への加入、死亡、家族の方が住民票上で世帯分離した等、当組合の資格要件を外れる事由が生じた場合は、速やかに届出をお願いします。
- ② 当組合の被保険者の資格喪失日以降は、当組合からの保険給付ができませんので、届出の際には必ず被保険者証（又は資格確認書）の返還をお願いします。
- ③ 組合員が脱退される場合は、被保険者である家族を含めた全員をご記入ください。
- ④ 資格喪失年月日は、資格喪失事由により異なりますので、右表をご確認ください。

## ● 資格喪失事由と資格喪失日について

| 資格喪失事由      | 資格喪失日                     |
|-------------|---------------------------|
| 社会保険加入      | 社会保険資格取得日の翌日              |
| 市町村国保に加入    | 国民健康保険の資格取得日と同日           |
| 国保組合に加入     | 国保組合の被保険者となった日            |
| 死亡          | 死亡の翌日                     |
| 後期高齢者医療制度加入 | 7 5 歳の誕生日の翌日または障害認定を受けた日※ |
| 生活保護の受給開始   | 保護が開始された日                 |
| その他（退職等）    | 退職の翌日                     |

※ 6 5 歳以上で障害等により後期高齢者医療広域連合の認定を受け、後期高齢者医療制度に加入される場合は、加入日が当組合の資格喪失日となります。

### 【 個人番号の利用目的及び個人情報の取り扱いについて 】

- ・当組合では、被保険者の個人番号について、番号法別表第 1 の第 30 項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。
- ・当組合が知り得た被保険者等の個人情報は、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。